

# 1 「ねずみ捕り」に関する一考察



警察を見る国民の眼の厳しさ

引き続き警察の不祥事報道を見て、改めて考えさせられたのは、一般国民が警察を見る眼の厳しさである。

人びとは、「自分の味方」と感じる組織に対しては、普通、それほど批判的にはならないもの

だ。少なくとも、自分自身に危害が加わらないような案件に関しては、ある程度のゆとりを持って接するのが普通である。しかし、このところの警察批判の背後には、当該事件の処理に見られる不適切さや、管理体制の不十分さに対する批判以上のものが感じられる。はっきりいえば、国民一人一人のなかに、抜きがたい警察不信が育ってしまっているのではないか、と思われるふしがあるのだ。

これは、考えてみると不思議なことである。戦前の権力警察とは異なり、現代の日本の警察は、犯罪行為に縁のない一般国民から見れば、日常生活の安全を保障してくれる力強い「味方」であるはずだからだ。

なぜ、多くの人びとは、最近の事件を、「味方における一部の例外者の小さな失敗」とは見なかつたのだろうか？ これは、国民対警察という関係を考えるうえで、重要な意味を持つ問いだと思つた。

### 罪の意識がない交通違反

これに深いかわりがあると思わざるをえないのが、交通違反の問題だ。右に「犯罪行為に縁のない一般国民から見れば、警察は市民の味方」と述べた。しかし、クルマの運転にかかわる領域だけは、例外なのである。

例えば、スピード違反を考えてみるとよい。混雑していない道路における通常の自動車の走行スピードは、法定速度をかなり上回っている。つまり、ほとんどのドライバーは、日常的に

法律違反を犯しているのである。「法定速度の一〇キロオーバーくらいまでなら、捕まるまい。しかし、二〇キロを超えると危ないかな？」などと考えながら運転しているのが、普通のドライバーだ。彼らは、安全上の観点からスピードを抑えているのではなく、捕まる危険を避ける（だけの）ために抑えているのである。

もちろん、「一〇キロオーバーなら大丈夫」などというのは、われわれの勝手な思い込みである。法定速度を超えていれば、わずかな超過であっても、違反であることは間違いない。これは、単なる理論上の可能性ではない。現実に違反として検挙されることがありうるのであり、それが、だれもが知っている「ねずみ捕り」である。

曲がりくねった細い道をやっと抜けて見晴らしのよい直線道路に出たとき、あるいは、長い渋滞区間をやっとの思いで抜けだしたとき、多くのドライバーが、解放感も加わって、スピードを上げる。そこに一群の警官が待ち構えていて、一網打尽というわけだ。

日常的に運転している人で、「ねずみ捕り」に一度も捕まったことがないという人は、むしろ珍しいのではあるまいか？　そして、検挙された人のほとんどすべては、罪悪感を覚えることはなかったはずである。

なんの危険もない場所だから、スピードを上げるのは、当然のことである。ほとんどの人は、「運が悪かった」と思ったに違いない。あえていえば、「巧妙な罠に引っかかった」と感じた人も多かったろう。実際、スピード測定をしているのは、道路からは見えにくい場所である。「卑怯ではないか！」と警官の胸ぐらをつかんでくっつかかかったというドライバーの話さえあるく

らいだ。

このように感じるドライバーが一般的であることは、対向車が「ねずみ捕り」の存在を知らせてくれることでわかる。直線の道路を軽快に飛ばしていると、対向車がつきからつきへとライトをフラッシュさせている。「この先でねずみ捕りをしているので注意せよ」という信号だ。これで「難を逃れた」経験がある人も、少なくないだろう。

「自分とはなんのかわかりもない見ず知らずのドライバーに危険を知らせる」という点が重要である。ドライバーは、明らかにドライバー間の連帯意識を持ち、その反面で、警察の「ねずみ捕り」に対して敵対意識を持っているのだ。

このような意識を持つ理由は、「ねずみ捕りが不合理だ」という共通認識にある。交通安全になんら寄与するところがなく、もっぱら検挙の成績を上げるだけのために行なわれているという認識である。

そして、その反面で、「交通安全に本当に資する取締りが実行されていない」という不満がある。例えば、私の日常的通勤経路には、狭い路地から広い道路への丁字路で、広い道路につねに違反駐車があるため、見通しがまったくきかない場所がある。このため、広い道路に右折で出るのは、いつでも非常に危険な賭けになる。いつ重大事故が起こっても不思議ではない。しかし、それほど危険でありながら、この場所での違反駐車取締りが行なわれたのを、一度も見ることがない。

事故の原因となる違反を放置し、他方で交通安全上問題がない場所でねずみ捕りを行なう。

「だから警察はドライバーの敵だ」という意識が形成される。このような事態は、たいへん危険なことではなからうか。

これに加えて、運転免許をめぐる不満と疑惑がある。日本の運転免許は、どう見ても、異常に厳しい。教習所を経なければまず通らないという状況からして、異常である。教習所の試験も、実際にはありえないようなS字路やクランク路を運転できなければ通過できない。また、現実の乗用車では例外的存在となつてしまつたクラッチ車の操作を、しばらく前までは、あらゆる志願者に課していた。

こうした厳しさは、だれが見ても、「教習所産業を維持するための規制」だ。米国の免許が、筆記試験と非常に簡単な路上試験だけであるのとは、大違いである（私が米国の免許をとつたのはだいぶ昔のことだが、自分が所有するクルマに試験官が同乗し、一〇分程度公道を走るだけで終わつてしまつた。聞くところによると、そこで不合格になつた場合、「ではもう少し練習してからまた受けてください」というアドバイスを受けた受験者は、自分のクルマを運転して帰宅するのだそつである）。

そして、免許の更新時には、だれも読まないパンフレットの購入を強制される。海外免許証は毎年更新しなければならず、正規の申請料に加えて、代書屋への出費も強いられる。不必要な写真の代金まで払わされるのは不合理だと思いつつも、時間の節約のためにはやむをえぬとあきらめる。要するに、自動車免許をめぐるさまざまな規制は、それによつて生活を維持する人びとへの強制的献金にほかならぬと感じている人が多いのではないだろうか？

「お目こぼし」こそが権力の基盤

そんなことを考えていたところに、「元国家公安委員長の私設秘書が交通違反のもみ消しの仲介をした」という新聞記事が現れた。

もみ消しの仲介が言語道断であることはいうまでもない。しかし、その前に考えるべきは、「交通違反だからこそ、もみ消しがありうる」という事実である（この事件でもみ消しの対象になったのは、スピード違反だった）。実際、殺人罪のもみ消しを依頼するなどということがありうるだろうか？ 交通事故で人を殺してしまった場合、もみ消しを依頼する人がいるだろうか？ もみ消し問題が発生する基本的な理由は、スピード違反に対して人びとが罪悪感を抱いておらず、「運が悪かった」という認識しかないことの反映なのだ。

今回の事件は、すでに警察のコンピュータに入力されてしまった違反を取り消すというものだったため、物的証拠が残ってしまい、厄介な事態になった。しかし、そこに至る前段階の処置であれば、はたして明るみに出たかどうか、疑問が持たれる。今回の事件は、氷山のこく一角にすぎず、初期段階のもみ消しであれば日常的に行なわれているのではないかという疑いはぬぐえないのである。

罪悪感を持ちえないことが違反とされると、次の二つの問題が発生する。これらは、決して軽視できるものではない。

第一は、ほとんどの人が、少なくともスピード違反の点では、日常的に法律違反をしているのだから、潜在的にはいつでも警察に検挙される危険に直面しているという事実である。クル

マを運転すればほとんど必ず法律違反になってしまうという事態は、考えてみれば異常なものである。われわれは、警察のお目こぼしにあつて運転を続けられるにすぎないのだ。

一般に、行政の権力を強めるのは、このような状況である。法的な基準を日常的状况をはるかに越える厳しい水準に設定する。しかし、実際の運用上は、ほとんどの場合において、ほとんどの人をお目こぼしにする。お目こぼしを享受する人民は、これを「権力の温情」と感謝する。そして、権力側は、それが温情であることを忘れさせないために、ときたま恣意的な取締りを行なう（それが「ねずみ捕り」である）。

このような社会を法治国家ということはできない。法治国家とは、法律違反になる危険性が、事前に明白に判断できる社会なのである。法律の規定が日常には機能しておらず、法律違反との限界が不透明で恣意的な行政判断に任せられている状況ほど、危険なものはない。

第二の問題は、国民の順法意識が低下することである。日常的に法規違反をしている人間が、順法意識を持つことはむずかしい。かつてこの国では、「悪法も法なり」という信念の下、食糧管理法を遵守し、やみ米の購入を拒否して餓死した裁判官がいた。しかし、今日の日本において、日常的に運転せざるをえない人が、「悪法も法なり」ということはむずかしい。法定速度をかたくなに守れば、クルマの流れと乖離した動きとなり、他のドライバーに多大の迷惑をかけることは間違いないからである。日常的にスピード違反をしながら順法精神を説くのは、恐るべき偽善といわざるをえない。

わが国では、憲法レベルにおいて、正統性を付与されていない軍隊が存在する。そして、道

路の上では、日常的に法律違反をせざるをえない状況が存在する。このような社会で、正常な法的感覚を維持することはむずかしい。そのような社会をつくってしまった責任を、われわれはつぎの世代に対してどのように説明するのであるだろうか？

00年4月8日号掲載

### その後の展開

この原稿を書いたのは二〇〇〇年の三月末であるが、それから一月ほどたって、私自身が交通違反を犯してしまった。はなはだ面目ない後日談であるが、この原稿に書いたまさにその通りの事態が起こってしまったので、あえて記しておこう。

五月初めの休日、環状八号線から入る高速道路の側道でのこと。制限速度五〇キロの場所を三〇キロオーバーで走り、追跡してきた白バイに捕まった。簡易裁判所に出頭して罰金を支払い、府中運転免許試験場で行政処分を受け、免許短縮のための講習を受けた。

本文中「長い渋滞区間をやつとの思いで抜けだしたとき、多くのドライバーが……スピードを上げる」と書いたが、この場合も、まさにそのとおりであった。この日は休日だったので、環状八号線は都心から脱出する車で異常な渋滞であった。高井戸を過ぎて高速道路の側道に入ると、都心に向かう車はまったくいなくなった。私は、面会の約束があったので、ややあせっ



ていたのである。「ちょっとスピードを上げすぎたか……」と思ったとき、バックミラーに白バイが映っていた。

本文で、「検挙された人のほとんどすべては、罪悪感を覚えることはなかったはずである。なんの危険もない場所だから、スピードを上げるのは、当然のことである。ほとんどの人は、運が悪かった と思っただけに違いない」と書いた。この場合も、まったくそのとおりであった。この側道は高架になっているので、交差する交通はないし、歩行者もいない（しかも、その日は、前後にも一台も車がいなかった）。だから、多少スピードを上げたところで、危険があるとは思えない。実際、ほとんどの車が日常的に七〇キロ以上の速度で通過している。つまり、この区間の制限速度を五〇キロに設定しているのが、そもそも非現実的なのである。もしここを制限速度どおりに走ろうとすれば、後ろの車から注意されることは間違いない。だから、罪悪感がなく、「運が悪かった」という思いしか残らないのである。

実は、この場所は、違反車検挙には理想的な場所なのである。側道に入る手前にトラックが数台駐車しているので、その陰に白バイが隠れていてもドライバーには見えない。しばらく待っていれば、必ずカモがやってくるのだ。まったく、「卑怯ではないか!」と叫びたくなる。

だから、私の反省は、「検挙に理想的な場所であることを気づかなかつたのが馬鹿だった」ということではない。私は、それ以降、ここを通るときは、慎重になった。ただし、それは、「前に車がないときにスピードを上げるのは危ない」「バックミラーを必ず見る」という注意だ。これが、交通安全に資するのだろうか？

他方で、「交通安全に本当に資する取締りが実行されていない」という不満は、日々に募る。例えば、甲州街道では、四輪車の間を縫って走る二輪車がきわめて多い。非常に危険で、冷や汗を掻いたことが何度もある。こうした事態を放置して、なぜ安全な場所での検挙に精をだすのだろうか？

なお、本文で「法定速度の一〇キロオーバーくらいまでなら……」と書いたが、これは、必ずしも「勝手な思い込み」ではないようだ。私を捕まえた警察官は、親切にも、「一〇キロオーバーは見逃す。しかし、三〇キロオーバーすると見逃せない」と説明してくれた。

インターネットには、交通違反対策サイトといった類いのものがある。その多くは怪しげなサイトであるが、こうしたものが存在するということが、人びとが交通違反を罪悪視せず、違反取締りに対して連帯的対抗意識を持っていることを示している。

『毎日新聞』二〇〇〇年三月二一日付東京夕刊によると、多くの閣僚経験者が、交通違反もみ消しの依頼を受けた経験があるそうだ。もっとも、こうしたことは、わざわざ報道するまでもない「常識」なのかもしれない。私自身、大蔵省に勤務していたとき、「主計局の警察担当係に頼めば、なんとかなる。ただし、日がたつてからでは面倒になるので、頼むなら早く頼め」と教えられたことがある（もつ三五年以上前のことなので、現在は違っだろう）。もちろん、私は、そうした「特権」を使ったことは一度もないが。